

社会福祉法人福岡県社会事業団
役員及び評議員の報酬規程

平成29年6月16日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡県社会事業団の法人業務に伴う役員等(役員、評議員「以下役員等」という。)に対する報酬について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬については、1回につき、5,000円を支給する。ただし、監事の監査に対しては、1日につき、10,000円を支給する。

2 報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 行政機関による監査の立合い
- (4) 役員等の研修会及び他の施設の視察業務
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

名称	報酬	交通費 (車の場合) ※高速料金含む	交通費 (交通機関 の場合)	交通費 (近郊の場合)
理事会及び評議員会出席報酬等	5,000円	2,000円	1,000円	500円
監事監査報酬	10,000円	2,000円	1,000円	500円

3 交通費の実費を考慮し、上表の交通費を支払うこととする。

4 役員報酬等は、その都度支給する。

(適用除外)

第3条 施設職員であって法人の役員等を兼務する者については、第2条第1号から第5号の業務の場合は、この規程は適用しない。

(規程の改正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則 (昭和32年 4月16日規程第10号)

この規程は、昭和32年 4月16日から施行する。

附 則 (昭和54年 9月11日規程第1号)

この規程は、昭和54年 9月11日から施行する。

附 則 (昭和62年12月11日規程第5号)

この規程は、昭和62年12月11日から施行する。

附 則 (平成8年10月21日規程第8号)

この規程は、平成8年10月21日から施行し改正後の第1条、第3条第1項・第2項・第3項・第5項、第5条の規程は、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年11月25日規程第4号)

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月19日規程第3号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、役員報酬及び費用弁償規程(昭和32年4月16日制定)は廃止する。

附 則 (平成29年6月16日規程第4号)

この規程は、平成29年6月16日に制定する。